

精神障害のピアサポート活動を応援します

当事者や家族のピアサポート活動に
「宮城県精神障害の当事者・家族等の活動支援及び
ピアサポート活用事業補助金」を活用しませんか？



1. 目的

ピアサポート活動とは、精神障害の当事者・家族等が自らの経験を生かして、他の精神障害者等の回復のために行う支援、仲間同士の支え合いを指します。

県内のピアサポート活動を行う団体等への支援を行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域共生社会を実現することを目的としています。

2. 補助対象

- 宮城県内に所在する、①精神障害のピアサポート活動団体（当事者・家族会等）
②ピアサポート活動を行う障害福祉サービス事業所

3. 補助事業

宮城県内で行われる当事者・家族等によるピアサポート活動

(1) 情報交換会・交流会等



(2) 研修会・セミナー等



(3) 個別相談支援



(4) 普及啓発



4. 補助対象経費

報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、謝金、旅費、
需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、
役務費、使用料及び賃借料

例えば・・・

- ・研修講師等への謝金、旅費
- ・パンフレット・チラシ等の印刷代・郵送代
- ・会場使用料 等

5. 交付対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで



6. 補助率及び補助限度額

補助率	補助上限額
10 / 10	20万円

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel : 022-211-2518 Mail : seishin-se@pref.miyagi.lg.jp

7.令和8年度スケジュール

No.	項目	各種締切日
①	所要見込額の提出	令和8年6月19日(金)まで
②	補助金交付申請書の提出	令和8年7月31日(金)まで
③	補助金交付決定	令和8年9月中
④	交付申請事業の実施・完了	令和9年3月31日まで
⑤	事業実施報告書の提出	①事業完了日から1か月以内または ②令和9年4月20日まで(①②のいずれか早い日)
⑥	額の確定・補助金の交付	事業実施報告書提出後

8.Q&A

Q1.	補助対象事業を複数の事業所が共催で実施する場合も申請できるか。
A1.	共催で実施した場合も、交付申請を行うことは可能です。この場合、対象経費について他の共催事業所と重複して申請することのないように注意してください。
Q2.	他の補助金の交付を受けているが、対象となるのか。
A2.	「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金」を活用した補助金の交付を受けている事業または交付申請している事業は対象外となります。また、その他の補助金により補助を受けている対象経費は対象外となります。 ※本事業の対象となるか確認したい場合は、下記へお問い合わせください。
Q3.	本事業のために支払ったレシートや領収書などの書類をなくしてしまったが、申請できるか。
A3.	支払いしたことを証明できないものについては、金額にかかわらず申請できません。実施した事業の支払いを証明する書類等については事業実施報告まで大切に保管願います。
Q4.	実際の支払額が交付決定時の金額より増えてしまったが、補助金は増額(変更)してもらえるか。
A4.	交付決定後は、原則として増額変更は認めておりません。ただし、実際の支出額が減額する場合には、精算した上で補助金額を確定します。
Q5.	補助金はいつ交付されるのか。
A5.	事業完了後に、事業実施報告書を提出していただき、県の審査後に、支払います。 ※必要に応じて、事業実施報告書提出前の概算払いも可能です。
Q6.	食糧費は補助対象経費ではないのか。
A6.	令和6年度及び令和7年度は補助対象経費としていましたが、令和8年度以降は対象外となります。

問合せ先：宮城県保健福祉部精神保健推進室

Tel：022-211-2518 Mail：seishin-se@pref.miyagi.lg.jp